

企業がインターンシップ等を推進するための経費を補助します！

インターンシップ等 推進事業費補助金



県では、県内外の大学生等が県内企業及び県内で働くことに対する理解促進を図ることを目的として、県内の事業所におけるインターンシップ及び仕事体験の実施を推進するための取組に係る経費を補助します。

補助対象者

次の各号のすべてに該当する中小企業等及び連合体※が対象です。

※複数の中小企業等から構成される集団を指します。

- 1 福島県内に事業所を有すること。
- 2 「『感働！ふくしま』プロジェクト」ポータルサイトに企業登録を行っていること。
- 3 福島県税に未納がないこと。
- 4 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 5 県が行う周知広報活動や「『感働！ふくしま』プロジェクト」をはじめとした各種事業に協力できること。

大学生等の参加費負担軽減事業

交通費補助

■ 補助対象経費

大学生等がインターンシップ・仕事体験に参加するために要した県内への交通費実費に対して中小企業等が負担した金額

■ 補助額

補助対象経費の額の1/2以内



■ 補助限度額

大学生等1名につき1万円

※大学生等5名分を上限

宿泊費補助

■ 補助対象経費

大学生等が2日間以上実施するインターンシップ・仕事体験に参加するための滞在に要した県内での宿泊費実費に対して中小企業等が負担した金額

■ 補助額

補助対象経費の額の1/2以内



■ 補助限度額

大学生等1泊につき5千円

※大学生等1名につき5泊まで、5名分を上限とする

プログラム新規作成・改善事業

■ 補助対象経費

専門家の伴走支援を受けて行うインターンシップ・仕事体験プログラムの新規作成または見直しに係る以下の費用。

- (1) インターンシップ・仕事体験プログラムの新規作成または見直しに係るコンサルティング費用
- (2) 専門家が県内の用務地を実際に訪れて業務を行う場合の交通費及び宿泊費
- (3) その他事業実施のために知事が必要と認める経費

■ 補助額

補助対象経費の額の3/4以内の割合で知事が定める額

■ 補助限度額

40万円

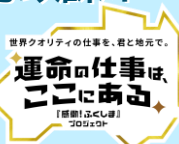


申請方法など詳しくは県雇用労政課ホームページをご確認ください。



福島県 インターンシップ推進補助金

検索



申請・問い合わせ先

福島県商工労働部雇用労政課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電話 024-521-7290 / Fax 024-521-7931

メール koyourousei@pref.fukushima.lg.jp